

# 認定こども園 ABC ENGLISH プリスクール の運営についてのお知らせ

## 重要事項説明書

### 1. 事業の目的

認定こども園 ABC ENGLISH プリスクール(以下「本園」といいます。)は、以下の運営方針に基づき、就学前の子どもへの教育、保育と子育て支援を行うことを目的とする。

### 2. 運営方針 及び 教育・保育の目標

#### 運営方針について

- ・ 義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして、満2歳以上の子どもに対する教育ならびに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う。また、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
- ・ 滋賀県認定こども園の認定に関する条例(平成18年滋賀県条例第70号)及び滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等施行細則を遵守し、事業を実施するものとする。
- ・ 質の高い英語教育を提供するとともに、子どもが園での活動や学習に意欲的に取り組むことができる適切な環境を整える。また、子どもが心身ともに健全に成長できるよう、園と家庭の連携をとる。
- ・ 児童福祉法の趣旨に基づき、入園するすべての子どもにとって、最もふさわしい生活の場を保障し、保護者と共にその福祉を積極的に増進する。
- ・ 入園する子どもの保護者及び地域の子育て家庭に対して、様々な人や専門機関等と連携を図りながら、地域の子育て支援の拠点となる社会的な役割を果たす。

#### 教育・保育の目標について

“Have dreams(夢を持つこと)”

“Self-confidence(自信を持つこと)”

“Being independent(自立すること)”

“Respect others(周りの人を尊重すること)”

の大切さを伝え、自ら考え判断し、行動できる人間教育を行う。

- ・ 英語で学ぶ “英語で考える” “英語でコミュニケーションをする” “英語が好きになる”をコンセプトに、国際色豊かな教育を行う。
- ・ 異なる国の人々と関わることで、他を理解し認めることができる思いやりの心を育てる。
- ・ 様々な文化を取り入れた楽しい活動を通して、意欲的に遊び、学ぶ力を育む。
- ・ 国際人としてリーダーシップをとることができる人材を育てる。

### 3. 施設運営主体

事業者の名称 有限会社 ABC ENGLISH

代表者氏名 坂本 拓行

所在地 彦根市開出今町64番地2

電話番号 0749-20-8829

#### 4. 当園の概要

施設の種類 認定こども園  
 施設の名称 ABC ENGLISH プリスクール  
 所在地 彦根市大藪町2496-1  
 電話番号 0749-23-2000  
 管理者名 園長 坂本 拓行  
 認定年月日 令和3年4月1日

#### 利用定員

5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児	合計
18名 (内訳) 1号 5名 2号 13名	18名 (内訳) 1号 5名 2号 13名	18名 (内訳) 1号 5名 2号 13名	6名 (内訳) 3号 6名	—	—	60名

#### 自己評価の概要

職員による保育内容等の自己評価を定期的実施しています。

#### 5. 施設・設備等の概要

敷地 2,031.77㎡  
 建物の構造 木造  
 建物の延べ面積 619.95㎡ (建築面積 403.76㎡)  
 屋外遊戯場 295.50㎡  
 その他の空地 1,332.51㎡

区分	室数	面積	備品、遊具その他
保育室	5	180.54㎡	
遊戯室	1	94.09㎡	(子育て支援室としても使用)
面談室	1	8.28㎡	(子育て支援室としても使用)
医務室	1	10.35㎡	
調理室	1	12.84㎡	
トイレ	5	25.27㎡	1階:大便器 5つ・小便器 1つ 2階:大便器 4つ・小便器 1つ
事務室	1	20.50㎡	
休憩室	2	31.46㎡	

そ の 他		236.62㎡	
計		619.95㎡	

## 6. 職員体制

### 園長 1名

職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

### 主幹保育教諭 2名

園長を助け、その命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

園児及び地域の就学前子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うとともに、園児の教育及び保育をつかさどる。

### 保育教諭 10名

園児の保育に関すること、指導計画の作成を行う。

### 嘱託医 1名

嘱託医は、園児の健康管理業務を行う。

### 嘱託歯科医 1名

嘱託歯科医は、園児の歯に関する健康管理業務を行う。

### 嘱託薬剤師 1名

嘱託薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

### 事務職員 1名

事務職員は、事務又は園の諸用務に従事する。

### 外国人教諭保育補助 4名

外国人保育補助者は、英語教育及び保育教諭を補佐し保育に必要な補助業務全般を行う。

## 7. 保育を提供する日

学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

学年を分けて次の3学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

教育および保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

本園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 年末年始(12月29日から1月3日)
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

以下の期間および日においては、1号認定子どもに対する教育および保育の提供は原則として行わない。

- (1) 夏休み 8月10日から8月20日までの間の1週間程度
- (2) 冬休み 12月24日から1月5日まで
- (3) 春休み 3月24日から4月6日まで
- (4) 土曜日 日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日

園長が教育および保育上の必要またはやむを得ない事情があると認めるときは、休業日に教育および保育を行うことがある。

非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に教育および保育を行わないことがある。

## 8. 教育および保育を行う時間

保育を行う時間は、次の区分に応じて、次のとおりとする。

(2号認定、3号認定)

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)

8時00分から19時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(延長保育時間:8時00分から8時30分、16時30分から19時00分 …… 延長料金が必要)

ただし(1)(2)とも希望保育日は延長保育を実施しない。

(1号認定)

- (3) 保育時間 8時30分から16時30分までとする。

(教育標準時間 : 8時30分から13時00分)

(預かり保育時間 : 13時00分から16時30分 …… 預かり保育料は無償)

## 9. 教育および保育等の内容

幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、教育および保育ならびに子育て支援事業を行う。子育て支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 子育て相談
- (2) 親子の交流の場の提供

## 10. 食事の提供方法等について

給食の提供方法

自園調理とし、園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとする。

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行なうものとする。

#### 食事の提供を行う日

スクールカレンダーに基づいて食事の提供を行う。

\*行事等に合わせてお弁当の持参をお願いする日があります。

\*献立は別途お知らせいたします。

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行う。

2歳児 午前おやつ 9:30-10:00頃 昼食 11:30頃 午後おやつ 14:30-15:00頃

3歳-5歳児 昼食 12:00頃 午後おやつ 14:30-15:00頃

#### アレルギー対応について

\*アレルギー、その他事情により給食に配慮が必要な場合は、予めご相談ください。

その際は、医師による診断書が必要です。

#### その他衛生管理等

\*給食施設営業届出を保健所へ提出しています。

\*給食衛生管理 日々の健康管理をはじめ調理従事者の健康管理を徹底しています。

### 11. 保育料その他の費用徴収

#### 保育料等

(1) 保育料(月額) は彦根市が定める額とする。

(2) 前項に定めるもののほか別表(その他の費用)に掲げる登退園と特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については保護者から徴収するものとする。

(3) 特定負担額の徴収に当たっては、入園時にABC ENGLISH プリスクール利用契約書兼入園申込書の記名捺印をもって、保護者から同意書を得たものとする。

(4) 保育料及びその他の費用は、出席の有無にかかわらず指定された日までにその月分を納入しなければならない。保育料及びその他の費用の納入は口座振替で納入することとする。

\*正当な理由がなく、保育料を所定の日までに納入しなかったときは、退園していただく場合があります。

### 12. 入所、退園、転園、休園および卒園

#### 入園について

本園に入園するときは、本園が定める所定の手続きを行うものとする。

1号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は、本園の教育保育に関する理念への理解に基づき、在園時の兄弟姉妹、当法人施設の利用者の順に優先して入園させる。その他のものは抽選により決定する。

2号認定子どもおよび3号認定子どもについては、彦根市の行う利用調整を経て、園長が入園を決定する。

前2項の規定に関わらず、在園する子どもの支給認定区分変更に伴う園内の異動については、園長が決定する。

## 退園、転園、休園について

退園、転園もしくは休園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

## 利用の終了について

以下の場合に教育および保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子どもおよび2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 2号認定子どもの保護者が保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- (3) 3号認定子どもの保護者が法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

## 13. 緊急時における対応方法

- ・ 教育および保育を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医または園児の主治医及び緊急連絡先等に連絡する等、必要な措置を講ずるものとする。
- ・ 教育および保育を行ったことにより事故が発生した場合は、彦根市、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

## 14. 嘱託医 歯科医 薬剤師

本園は、以下の医療機関及び薬剤師と委託契約を締結しています。

### 内科

医療機関 辻泌尿器科クリニック  
医師名 辻 裕  
所在地 滋賀県彦根市西今町字赤池1131-23  
電話 0749-23-7714

### 歯科

名称 中島歯科  
歯科医名 中島 千尋  
所在地 滋賀県彦根市元町3-12  
電話 0749-23-3907

### 薬剤師

名称 ツタ薬局彦根店  
薬剤師名 川嶋 徹也  
所在地 滋賀県彦根市芹川町472-17  
電話 0749-47-6402

## 15. 非常災害時の対策

- ・ 自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、園児の安全に対して万全を期すものとする。
- ・ 消防法令に基づく消防計画については、策定及び変更の都度、所轄の消防署へ届出を行うものとする。
- ・ 訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行うものとする。

## 防災設備

自動火災報知機、誘導灯、非常警報装置

## 避難場所

第一避難場所 園庭および駐車場

第二避難場所 市が定める避難場所 彦根市中央中学校

## 16. 虐待の防止等

### 人権擁護および虐待防止

園児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

## 17. 傷害保険、賠償責任保険の加入

当園に所属する園児は以下の保険に加入するものとする。

### 学校団体傷害保険

スクールの管理下におけるケガ	傷害	死亡	後遺障害	1000万円
	入院日額		5000円	
	通院日額		3000円	

賠償責任保険	身体障害(1名)	10000万円
	(1事故)	30000万円
	財物損壊	5000万円

食品による事故(食中毒等)の保険	身体障害(1名)	10000万円
	(1事故)	30000万円

\*クラブ活動中のスポーツ保険は個別加入していただきます。

## 18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

教育および保育ならびに子育て支援に関する園児またはその保護者等からの相談・要望・苦情に迅速かつ適切に対応するために、受付窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

受付責任者	園長	坂本 拓行
受付担当者	主幹保育教諭	西村 寿美子
第三者委員	民生委員	堀江 豊
連絡先	TEL 0749-23-2000 (午前9時～午後5時)	E-mail: abckidskinder@gmail.com

## 19. 個人情報の保護に関する基本方針

個人情報保護に関する基本方針として、彦根市個人情報保護条例に基づき、適正な維持管理を行うものとする。個人情報の取り扱い・利用については別紙に定めるものとする。

## 20. その他の事項

この重要事項説明書に定めるもののほか、こども園の管理に必要な事項は、園長がその都度定める。

## 別表（その他の費用）

### 1 特定負担額（いわゆる上乗せ徴収）

	費目名（使徒）	対象児童	金額	徴収理由及び金額の根拠
1	英語教育費	全園児	月額25,000円（非課税）	特別講師配置のため
2	英語指導教材費	全園児	月額 2,000円（非課税）	英語指導のための教材費
3	英語教科書費用	全園児	年額7,500円程度（税別）	
4	クラブ活動費	クラブ参加者のみ	1つのクラブにつき月額2,800円程度（税別）	クラブ運営者への支払い
5	団体スポーツ保険	クラブ参加者のみ	年額800円	

### 2 実費徴収額

	費目名（使徒）	対象児童	金額
1	入園受入準備金	1号認定の子ども	実費（入園時40,000円）
2	給食費	3歳児～5歳児	実費（主食費2,500円 副食費5,700円）
3	園指定品（制服・体操服等）	新入園児	実費（20,000円程度）
4	教材費等	全園児	実費
5	アルバム代	5歳児のみ	実費（例年18,000円程度）
6	絵本代	全園児	実費（月額400円～450円程度）
7	バス遠足代、行事費	全園児	実費
8	学校団体傷害保険	全園児	実費（月額360円程度）

### 3 延長保育等に関する利用者負担

- ・延長保育（2号、3号の短時間認定）：30分 350円
- ・預かり保育（1号認定）：無償